

2 総合計画の役割・体系・期間

2-1 計画の役割

総合計画は、総合的かつ計画的なまちづくりを展開するための指針であり、次の3つの性格を持っています。

① 市政運営の基盤

◇ 胎内市が実施する施策や事業の根拠となる計画であり、様々な分野ごとに策定する分野別計画の方向性を示す今後の市政運営の土台となるものです。

② 協働のまちづくりの羅針盤

◇ 胎内市が今後目指すまちづくりの方向性を明示することで、行政と市民、企業、NPO*等を含んだ多様な主体が、協働でまちづくりを進める際の羅針盤の役割を果たすものです。

③ 広域的な展開の根拠

◇ 国、県や近隣市町村等と共同で、または連携して計画・実施する事業について、相互調整する際の根拠にもなるものです。

2-2 計画の体系と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」および「実施計画」で構成し、社会経済情勢や住民ニーズの変化などに対応していくため、具体的な内容については改定や見直しを実施します。

① 基本構想

- ◇ 目指すまちの姿と、これを実現するための政策の枠組みを示します。
- ◇ 基本構想は、平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間を計画期間とします。

② 基本計画

- ◇ 基本構想で示した政策の枠組みにしたがって、実施すべき施策の体系や方針を示します。
- ◇ 基本計画は、基本構想の中間期に見直しを行うものとし、平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間を前期基本計画、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間を後期基本計画とします。

③ 実施計画

- ◇ 基本計画で示した施策を推進するための具体的な取組（事務・事業）の計画を示します。
- ◇ 実施計画は、原則 3 年間を計画期間とし、基本構想の期間内で定期的な見直しを行います。

